

令和3年度 第1回 日進市空家等対策協議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年3月22日（火曜日）午前10時35分から午前11時50分まで
- 2 開催場所 日進市民会館3階 大会議室（オンライン併用）
- 3 出席委員
委員
伊藤 一成、武藤 康治、加藤 悠介、中川 清、木下 浩、伊藤 泰裕（市長代理出席）
武田 美恵、加藤 学（オンライン参加：左記2名）
事務局
都市計画課 課長補佐 川合 陸仁、係長 水谷 寛樹、主査 武田 真太郎、主事 山田 ゆかり
- 4 傍聴の可否・傍聴者の有無
可・無
- 5 議題
(1) 空家対策の取組状況について
(2) その他
- 6 配布資料
 - ・次第
 - ・日進市空家等対策協議会委員名簿
 - ・資料①：空家対策の取組状況について
 - ・参考資料①：管理不全空き家の予防・発生抑制に向けた取組事例（個別事例）
 - ・参考資料②1～5：その他空き家を生まないための取組事例（個別事例）
 - ・参考資料：所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて【民法等の一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要】（当日配布）

7 議事

事務局	挨拶と共に、本協議会がオンライン併用であることを踏まえて注意事項等を説明。また、所属する団体の人事異動等により、変更になった各委員に自己紹介を依頼。
各委員	(委員名簿の順に各自挨拶)
事務局	事務局職員の紹介（名簿順に各自挨拶）
会長	議事に入る。 本日の傍聴申込みについて確認する。傍聴希望の者はあったか。
事務局	傍聴希望の者はなし。
会長	議題1「空家対策の取組状況について」事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	資料①、参考資料①、参考資料②-1、及び参考資料②-3を用いて説明。
会長	議題①「空家対策の取組状況について」意見、質問はあるか。 (各委員に順に尋ねる)
委員	市内には1戸建てに住む、独り暮らしの高齢者が少なくない。その中には、可能な

	<p>限りご自宅で過ごしたいと考えている方も多いが、リフォームが必要と思われる状況でも様々な理由により対応が難しく、十分な管理ができていないものも見受けられる。将来的にはお亡くなりになったり、施設入所等により空家となる可能性が考えられるため、早い時期から状況を把握し、その後の利活用も含めて検討していくことが必要であると考えている。</p>
委員	<p>空家問題を考えた時に、独り暮らしをしている高齢者が亡くなると、空家になる恐れがある。その際、まだ十分利用できる梁や鴨居など、家屋に利用されている材木を有効に利活用できないだろうか。</p>
委員	<p>他自治体の取り組みを踏まえ、市としても空家の発生予防対策に取り組んでいくことの重要性はよくわかった。予防対策を検討するにあたっては、他自治体で取り組んでいる事例とその効果を調査し、市の特性も考慮したうえで検討するのが良いと考える。</p>
委員	<p>日進市の空家対策の一環として、ふるさと納税を活用したシルバー人材センターによる空家の見守りサービスを実施しているようだが、利用の実績はどうか。また、その効果をどのように捉えているか。</p> <p>先ほど意見のあった独り暮らしの高齢者に対する対応策として、シルバー人材センターによる空家の見回りだけでなく、見守りサービスがあれば、安全安心の確保だけでなく、地域の情報として把握することができるため、将来的な空家の発生予防に寄与できる可能性があると考えているが、現状の取り組みはどのようになっているか。</p>
事務局	<p>ふるさと納税を使ったシルバー人材センターによる見守りサービスは平成30年度に制度を開始しており、同様のサービスはふるさと納税を利用しなくても1回1,500円で実施している。利用実績は制度の開始以降、毎年1件程度である。独り暮らしの方への見守りサービスを実施していることは把握していないが、今後より一層の制度を浸透させていくことだけでなく、制度の拡充も含めてシルバー人材センターと情報共有、意見交換をしながら連携して取り組んでいきたいと考えている。</p>
委員	<p>空家の所有者がわからないことが、空家問題を生んでいるのではないか。そのためには、相続時に家屋や土地を登記することが、空家予防につながると考える。法務局と市が連携して、相続登記が適切に行われるよう進めていきたい。</p>
委員	<p>消防としては、空家だけでなく、住人のいない空地も対策が必要と考えており、日々対応している。空家も空地も発生予防対策が大切である。</p>
委員	<p>空家問題においては、家の将来について考えるための情報提供のタイミングや、誰に対し情報発信するのが大切である。高齢者だけではなく、その家族を対象に情報を提供することも空家予防につながるのではないか。</p>
会長	<p>法務局から「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」について説明をお願いします。</p>
委員	<p>空家問題を防ぐために、法務省も動き始めた。相続時に登記されていないことが、土地や建物の管理不全を発生させている。その改善のために民法が一部改正される。具体的には相続登記は義務化、相続で取得した土地の所有権を国庫へ帰属させることができる制度の創設、所有者不明土地管理制度の創設である。</p>
会長	<p>相続時の土地・建物の未登記が少しでも減ると、空家問題の解決につながると感じた。事務局からの事務連絡はあるか。</p>
事務局	<p>委員の委嘱期間の確認。 新年度の協議会の開催時期は未定だが、必要に応じて連絡する。</p>

会長

以上をもって本会議を終了する。ありがとうございました。＜終了＞